

北海道広告取扱要綱

平成18年 4月28日制 定
平成19年11月30日一部改正
平成22年 4月12日一部改正
平成23年 6月 1日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成27年 6月 1日一部改正
令和 2年 3月12日一部改正
令和 2年 4月24日一部改正
令和 3年 1月29日一部改正
令和 6年 2月 2日一部改正
令和 6年 4月 1日一部改正
令和 7年 4月 1日一部改正
令和 8年 4月24日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道（以下「道」という。）が保有する公有財産、物品及び印刷物等（以下「道有資産」という。）に民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示等であって、広告掲載料を徴収することが適当でないとし事が認めるものを除く。以下同じ。）を掲出し、又は掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(道有資産の有効活用)

第2条 道有資産を所管する部長（出納局長を含む。）及び出先機関（知事部局に限る。以下同じ。）の長（以下「部長等」という。）は、その所管する道有資産の未利用部分を広告媒体として有効に活用するよう努めるものとする。

(道有資産の適正な使用)

第3条 道有資産を広告媒体として広告をする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号。以下「行政財産使用料条例」という。）、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）その他関係法令等の定めるところに従い、道有資産を適正に使用しなければならない。

2 部長等は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出するものを募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「屋外広告物条例」という。）又は当該道有資産が所在する市町村の屋外広告物等に関する条例等の規定に違反しないものであることを確認した上で募集しなければならない。

(広告掲載の範囲)

第4条 道有資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「広告掲載」という。）は、道の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較広告
- (12) その他道有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は、総務部長が別に定める。

（広告掲載の付記事項等）

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、道の広報等と広告掲載欄とを区分し、及び当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

（広告掲載希望者の募集）

第6条 部長等は、その所管する道有資産を広告媒体とする広告を掲出し、又は掲載しようとするときは、本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を個別の要綱に定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他部長等が定める事項

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（書式例1）を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により知事又は出先機関の長に申し込むものとする。

（広告の選定）

第8条 部長等は、前条の規定により、知事又は出先機関の長に対し、申込みがあった場合において、本要綱及び広告取扱基準等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、申込みに係る広告掲載料の額が最も高いものを選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部長等は、特に必要があると認めるときは、広告媒体の性質等に応じて部長等が別に定める基準により選定の順位を決定することができる。
- 3 部長等は、屋外に掲出する広告を選定するときその他必要と認めるときは、あらかじめ、総務部イノベーション推進局財産活用課長に協議の上、第11条第1項の広告掲載審査会に付して、当該選定に係る広告掲載の可否を審査するものとする。
- 4 部長等は、第1項又は第2項の規定により広告を選定したときは、その選定結果等について、総務部イノベーション推進局財産活用課長宛て報告（別紙様式1）するとともに、申込みを行った広告掲載希望者に通知（書式例2及び3）するものとする。

（契約書の作成等）

第9条 部長等は、広告掲載の決定をしたときは、契約書を作成し、又は当該広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）から請書若しくは承諾書（書式例4）を徴取するものとする。

なお、この場合における契約の締結方法については、契約締結前までに書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを契約の相手方に確認すること。契約内容を記録した電磁的記録で契約締結を行う場合は、契約締結方法の同意及び契約の相手方が指定する電子メールアドレス（フリーメール不可）の報告を受けること。

- 2 前項の契約書、請書又は承諾書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 広告掲載の内容に関する事項
 - (2) 広告掲載料に関する事項
 - (3) 第10条、第15条及び第16条に定める事項
 - (4) その他部長等が必要と認める事項

（広告掲載の取消し）

第10条 部長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を撤去、若しくは広告掲載を一部中止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
 - (2) 広告主が道の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主等が指定する期日までに広告料を納付しなかったとき。
 - (7) 広告主等又は広告の内容等が本要綱又は基準若しくは要領に抵触する事実が判明したとき。
 - (8) 道の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 部長等は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を撤去若しくは広告の掲載を一時中止したときは、当該広告主等に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による広告掲載の取り消し等により広告主等が損害を受けることがあっても、道はその賠償の責めを負わない。

(審査機関)

- 第11条 広告掲載の可否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会の委員長は総務部イノベーション推進局財産活用課長を、委員は総務部イノベーション推進局行政マネジメント推進課長、総合政策部知事室広報広聴課長、環境生活部くらし安全局道民生活課長、スポーツ局スポーツ振興課長、経済部観光局観光振興課長及び建設部まちづくり局都市計画課長をもって充てる。
 - 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課長又は参事を、臨時の委員として加えることができる。
 - 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 出先機関において、広告掲載の可否を審査するため、本条に定める審査会の例により、独自に設置要綱等を定め、審査会を設けることができる。

(審査会の会議)

- 第12条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
 - 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 5 委員長は、道有資産を所管する課長又は課に相当する組織の参事を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
 - 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に当該道有資産が所在する市町村の職員その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

- 第13条 審査会の庶務は、総務部イノベーション推進局財産活用課において処理する。

(広告掲載料の徴収)

- 第14条 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、部長等が事前に定めるものとする。
- 2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、行政財産の目的外使用の許可において、行政財産使用料条例に定める使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。
 - 3 広告掲載料は、広告掲載に当たり、屋外広告物条例に定める許可申請における申請手数料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第15条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

- 第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わ

る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを道に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第17条 道有資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、部長等及び広告主が誠意をもって協議するものとする。この場合において、部長等は、必要があると認めたときは、あらかじめ、総務部イノベーション推進局財産活用課長に協議するものとする。

(その他)

第18条 広告掲載に係る財務に関する事項は、財務規則その他関係規程の定めるところによるものとする。

- 2 広告代理店を通じた広告掲載希望者の募集等に関し必要な事項は、北海道広告事業協力広告代理店制度実施要領（平成19年10月29日付け総務第1965号総務部長通知）に定めがあるものを除くほか、部長等が別に定めるものとする。
- 3 部長等は、広告代理店を通じて広告掲載希望者の募集等を行うことができる。この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約の締結等に関し必要な事項は、広告掲載希望者の募集等に関する本要綱の規定に準じて部長等が別に定めるものとする。
- 4 部長等は、指定管理者（道が地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。）が当該指定管理者の管理する施設において、道有資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載に係る事業を実施する場合には、指定管理者と協議の上、実施を認めるものとする。
- 5 本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、道有資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、部長等が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

(書式例 1)

広告掲載申込書

北海道広告取扱要綱第 7 条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、北海道広告取扱要綱及び同基準並びに〇〇〇広告要領(部長等が定める個別の要領の名称)を遵守すること、道税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないことを誓約します。

年 月 日

(知事又は出先機関の長) 様

住所 〒
商号又は名称
代表者氏名

記

- 1 掲載を希望する媒体の名称等
- 2 掲載希望期間
- 3 掲載希望枠数
- 4 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名
 - (2) 電話番号及びファクシミリ番号
 - (3) 電子メールアドレス
- 5 添付書類
 - (1) 広告図面及び説明書等
 - ・ 広告図案 (イメージ、ラフ・スケッチ)、文面 (原稿案等)、説明書等
 - (2) 広告主に係る資料
 - ・ 会社概要等 (業種がわかるもの)
 - ・ 広告主のホームページの URL

(日本工業規格 A 4)

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

(書式例3)

〇〇第 号
年 月 日

(申 込 者) 様

(知事又は出先機関の長)

広告掲載について

[広告主に対する通知文例]

〇年〇月〇日付けで申込みのありました広告について、掲載することとしましたので、通知します。

(書面で行う場合)

つきましては、北海道広告取扱要綱第9条の規定に基づく承諾書(書式例4)及び広告原稿の版下を〇年〇月〇日までに提出してください。

(電子署名を行う場合)

つきましては、〇年〇月〇日までに北海道広告取扱要綱第9条の規定に基づく承諾書(書式例4)に電子署名を行い、広告原稿の版下を〇年〇月〇日までに提出してください。

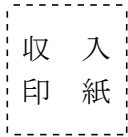
連絡先：〇〇部〇〇局〇〇課〇〇係
電話番号(代) 011-231-4111 (内)

(日本工業規格A4)

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

なお、契約書を作成し、又は請書を徴取する場合は、承諾書の提出を要しない。

(書式例 4)



承 諾 書

北海道広告取扱要綱第9条の規定及び 年 月 日付け(記号)第 号の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾します。

(年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は承諾書の内容を記録した電磁的記録で徴する場合には削除する。

(知事又は出先機関の長) 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

広告を掲載する印刷物の名称	
広告を掲載する面	
広告掲載料	円(うち消費税及び地方消費税 円)
広告料金納入期限	年 月 日
広告原稿納入期限	年 月 日
広告原稿の規格等	[例] 縦 mm×横 mm 色
備考	

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 この承諾書及び添付物の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 北海道広告取扱要綱及び同基準並びに〇〇〇広告要領(部長等が定める個別の要領の名称)を遵守します。
- 4 道税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がありません。
- 5 北海道広告取扱要綱第10条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 6 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

(日本工業規格A4)

注1 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

なお、契約書を作成し、又は請書を徴取する場合は、承諾書の提出を要しない。

注2 承諾書の内容を記録した電磁的記録で徴する場合には、収入印紙貼付欄及び「印」を削除する。

(別紙様式1)

△ △ 第 × × × × 号

〇〇年〇〇月〇〇日

総務部イノベーション推進局財産活用課長 様

(部 長 等)

広告選定結果報告書

このことについて、下記のとおり広告を選定しましたので報告します。

記

広 告 媒 体 名	
被選定者 (申込者) 名	
業 種	
被選定者 (申込者) URL	
バナーリンク先URL	
広 告 内 容	
掲 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲 出 料 金	円(月 円)
備 考	

※「バナーリンク先URL」は、バナー広告以外の場合は記載不要です。

※「掲出料金」は、掲出期間の総額とともに括弧内に月額の料金を記載してください。